

令和8年度
壱岐市クリーンセンターばい煙等測定分析業務

仕 様 書

壱 岐 市

第 1 章 共通仕様書

第 1 節 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、壱岐市（以下「本市」という。）が発注する「壱岐市クリーンセンターばい煙等測定分析業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 業務の目的

本業務は、本市が運営・管理する壱岐市クリーンセンターが、各法令に基づき当該施設の維持管理を目的とし、焼却施設から排出されるガス、施設受入のごみ質、焼却後の焼却灰等の状況を把握する為に、測定・分析を実施し、施設運営・管理の基礎試料とする。

3. 業務の概要

(1) 件名

令和 8 年度 壱岐市クリーンセンターばい煙等測定分析業務

(2) 対象施設

壱岐市クリーンセンター 壱岐市芦辺町住吉東触

(3) 業務の内容

第 2 章 特記仕様書による。

(4) 履行期間

契約日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日

4. 成果品

受託者は、業務完了に際し、次の成果品を提出するものとする。

①測定結果報告書 各 A 4 版 1 部

第2節 一般事項

1. 受託者の責務

受託者は、契約の履行にあたって、委託業務の意図及び目的を十分理解し、業務を遂行しなければならない。

2. 関係法令等の遵守

受託者は、業務の遂行にあたって、次の法令等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令・施行規則
- (2) 環境基本法、同施行令・施行規則
- (3) 長崎県条例及び壱岐市条例、規則、要綱等
- (4) その他関係法令、関係通知等

3. 手続き上必要な届出書等

受託者は、業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手届出書
- (2) 業務工程表
- (3) その他必要な書類（納品書、完了届、請求書、その他）

4. 管理技術者

受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者（専門的知識をもつものまたは、当該業務全般にわたり、十分な経験と技術をもつもの）を定め、その氏名その他必要な事項を本市に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。また、管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うものとする。

5. 再委託等の禁止

受託者は、業務の全部を一括して、または設計図書の主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

但し、受託者は特定計量証明に係る分析が発生した場合は、これを第三者に委託し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。

6. 資料の貸与等

本業務の遂行上、調査すべき諸事項については、受託者の調査により行うものとするが、既調査資料または文献等、本市が保有しているもので、業務の遂行上、必要なものは貸与するものとする。

受託者が、資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成し、本市の承認を受け、貸与された資料は業務完了時に返却するものとする。

7. 機密保持と中立性の義務

受託者は、本業務遂行によって知りえた事項を第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタント及び計量証明事業者としての中立性を厳守しなければならない。

8. 打合せ及び議事録

受託者は業務の着手に先立ち十分な打合せを行うものとする。

また、必要に応じその都度協議を行い、業務完了に努めるものとする。この場合、受託者は打合せ事項及びその内容を議事録として記録するものとする。

9. 疑義の解決

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、受託者は本市と十分な打合せまたは協議を行い、業務の遂行に支障のないよう努めなければならないものとする。

10. 計量証明書及び事業者

- ・計量法（平成4年法律第51号）第107条に基づく、長崎県知事の計量証明事業登録を受けていること。また、計量証明の対象となる全ての測定分析結果は、長崎県知事登録の計量証明書で提出すること。※但し、ダイオキシン類の特定計量証明に係る検査は除く。
- ・品質保証の観点から、品質マネジメントシステム ISO9001 の認定を受けていること。
- ・試料採取は、受託者が行なうものとする。
- ・採取・測定日の詳細については、協議打ち合わせの上決定する。

11. 異常値の取扱い

本業務の計量に関する検査結果において、異常値（過去値と比較し大幅に違った値）が検出された場合は、速やかに本市へ報告を行うとともに、再検査（再分析）等が必要な場合は、本市と十分な協議を行いその指示を受ける事とする。

12. その他

- (1) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記なき事項であっても、本市と協議の上必要と判断される事項については、業務として実施するものとする。
- (2) 本市が必要と認めたときは、業務の変更もしくは停止を命ずることができる。この場合の変更については、両者協議の上契約金額を増減するものとする。

第 2 章 特記仕様書

第 1 節 業務内容

1. 現地調査

本市の維持管理する、壱岐市クリーンセンターの焼却施設において、ばい煙濃度測定（年 2 回検査）、排ガス中水銀濃度測定（年 2 回検査）、ごみ質分析（年 4 回検査）、熱灼減量（年 1 2 回検査）、焼却灰溶出試験（1 項目：年 1 2 回検査）を実施する。

2. 測定（調査）項目及び実施予定

測定（調査）内容は、『大気汚染防止法』第 16 条の規定、環境省通達 昭和 52 年 11 月 4 日付け環整 95 号『一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について』及び、『環境保全協定』の規定に基づき実施する。

測定項目・実施予定を下表に示す。

測定内容	測定項目	実施予定
ばい煙濃度測定	ばいじん	年 2 回実施 1 回目：令和 8 年 6 月 2 回目：令和 8 年 12 月
	硫黄酸化物	
	窒素酸化物	
	塩化水素	
排ガス中水銀濃度測定	ガス状	年 4 回実施 令和 8 年 6 月、8 月、12 月 令和 9 年 2 月
	粒子状	
ごみ質分析	単位体積重量、組成分析	年 4 回実施 令和 8 年 6 月、8 月、12 月 令和 9 年 2 月
	水分、灰分、可燃分	
	低位発熱量	
焼却灰熱灼減量	大型不燃物除去後の熱灼減量	年 1 2 回実施
焼却灰溶出試験	塩素イオン	年 1 2 回実施

※焼却灰熱灼減量及び、焼却灰溶出試験の試料採取について、6、8、12、2 月以外は本市職員（発注者）により試料採取を実施する。

3. 測定内容

(1) ばい煙濃度測定

ばい煙測定は 1 号及び 2 号炉とし、検体数及び分析方法を下表に示す。

項目	調査（検査）項目	測定場所	検体数		分析方法
			年間	備考	
1	ばいじん	煙突入口	4	2 炉×年 2 回	JIS-Z-8808
2	硫黄酸化物	煙突入口	4	2 炉×年 2 回	JIS-K-0103
3	窒素酸化物	煙突入口	4	2 炉×年 2 回	JIS-K-0104
4	塩化水素	煙突入口	4	2 炉×年 2 回	JIS-K-0107

(2) 排ガス中水銀濃度測定

排ガス中水銀濃度測定は1号及び2号炉とし、検体数及び分析方法を下表に示す。

項目	調査（検査）項目	測定場所	検体数		分析方法
			年間	備考	
1	ガス状(前段・後段)	煙突入口	4	2炉×年2回	環告94号 (平成28年)
2	粒子状	煙突入口	4	2炉×年2回	

(3) ごみ質分析

ごみ質分析の検体数及び分析方法を下表に示す。

項目	調査（検査）項目	測定場所	検体数		分析方法
			年間	備考	
1	単位体積重量、組成分析	ホッパーステージ	4	年4回	環整95号
2	水分、灰分、可燃分				
3	低位発熱量				

※組成分析

- (①紙、布類・②ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類・③木、竹、ワラ類・④厨芥類・⑤不燃物類・⑥プラスチック類・⑦プラスチック（プラマーク）類・⑧その他)

(4) 焼却灰熱灼減量

焼却灰熱灼減量分析の検体数及び分析方法を下表に示す。

項目	調査（検査）項目	測定場所	検体数		分析方法
			年間	備考	
1	大型不燃物除去後 熱灼減量	灰出しバンカー	12	年12回	環整95号

(5) 焼却灰溶出試験

焼却灰溶出試験の検体数及び分析方法を下表に示す。

項目	調査（検査）項目	測定場所	検体数		分析方法
			年間	備考	
1	塩素イオン	灰出しバンカー	12	年12回	JGS-0241

4. 年間の作業工程

本業務の実施にあたり、年間の作業工程を下記に示す。

項目	業務	作業工程											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1	ばい煙濃度			○							○		
2	排ガス中 水銀濃度			○							○		
3	ごみ質分析			○		○					○		○
4	熱灼減量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	溶出試験	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

5. 成果品（報告書）

測定結果報告書 A4版 1部

検査結果報告書には、下記の結果等を含む事とする。

- ・ 試料採取及び測定分析方法
- ・ 計量証明書または試験成績証明書
- ・ その他（写真等）